

負担割合と保険料についてお知らせします 後期高齢者医療制度



問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3285 FAX 229-5001

・・・対象になる人・・・

- ・75歳以上の全ての人(生活保護受給者は除く)
- ・65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請により認定を受けた人

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

令和4年7月31日までの認定証の交付を受けている被保険者が、今年度も同一の対象負担区分となる場合、7月下旬に三重県後期高齢者医療広域連合から新しい認定証を被保険者の皆さんに発送します。

被保険者証が変わります

今年度は、10月1日(土)から窓口負担割合の見直し(2割負担)が実施されるため、被保険者証は次のとおり2回に分けて簡易書留で送付します。

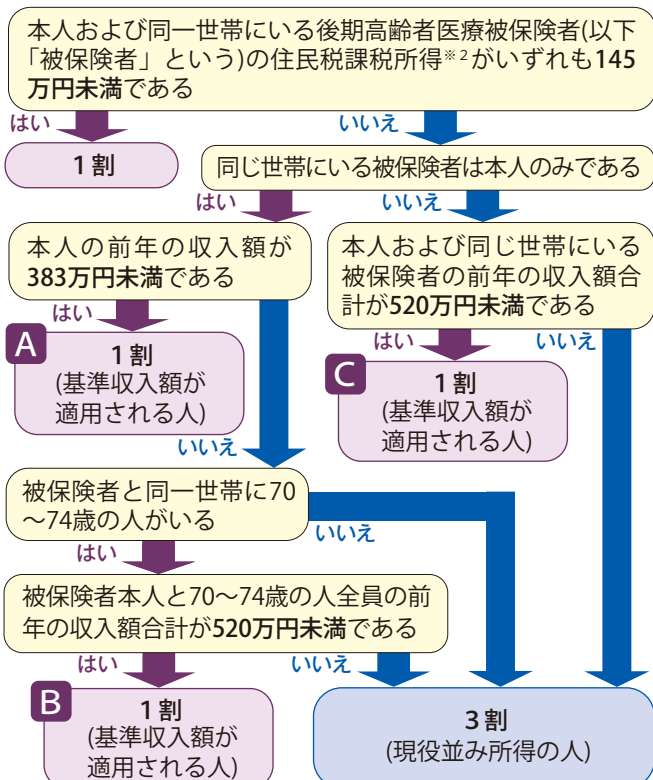
- ・1回目の交付時期は7月中で、有効期限が令和4年9月30日(金)の被保険者証(紫色)
- ・2回目の交付時期は9月中で、有効期限が令和5年7月31日(月)の被保険者証(若草色)

※現在使っているピンク色の保険証は、8月1日(月)以降、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。

・・・10月から一定以上の所得がある人の窓口負担割合が変更となります・・・

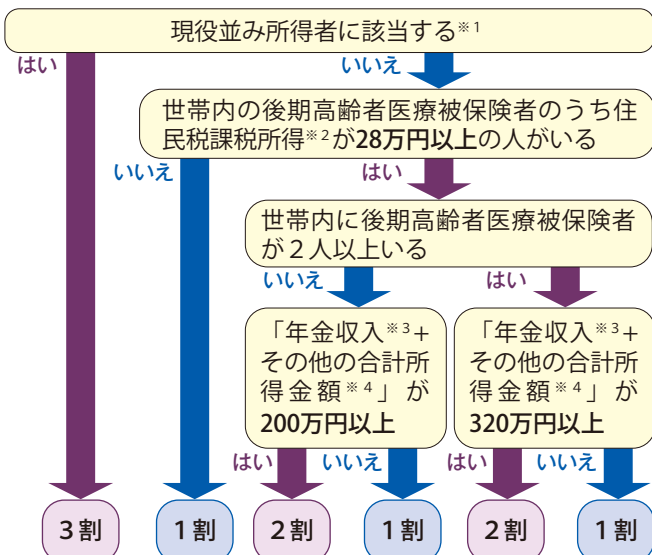
8月1日(月)から令和3年中の所得を基に医療費の負担割合が判定されます。現在、医療機関の窓口での自己負担割合は、かかった医療費の1割または3割となっていますが、10月1日(土)からは従来の1割負担となる人のうち、一定以上の所得のある人は2割負担となります。

9月30日までの負担割合



なお、上記のA、B、Cに該当すると思われる人は、基準収入額適用申請書の提出が必要でしたが、今年度より申請は不要となりました。

10月1日からの負担割合



※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人

※2 「課税所得」とは個人市民税・県民税納税通知書の「課税所得金額」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除)を差し引いた後の金額)

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額